

2段階開示は適用開始から2年間可能に—金融審議会サステナブル情報開示保証WG

去る6月5日、金融庁は第7回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長：神作裕之・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

サステナブル専門Gからの報告

既報（2025年6月20日号（No.1746）情報ダイジェスト）のとおり、サステナビリティ情報の保証に関する専門グループから次の2点に関して報告がなされた。

- (1) サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方（登録制度や登録要件など議論の途中経過）
- (2) WGにおける議論に資するための専門グループにおける意見（サステナビリティ保証業務の担い手に関する意見等）

専門グループの堀江座長からは『サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方』と保証の担い手は切つて

も切れない関係にあるため、保証の担い手や保証の範囲に関する大きな方向性をWGにて議論いただきたい」等の発言があった。

サステナビリティ開示基準

および保証制度に係るロードマップ案

事務局は、有報におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示および保証制度の導入に係るロードマップについて、これまでの意見や最近の国内外の動向を踏まえたうえで、次の案を示した。

- (1) SSBJ基準の適用は次を基本とし、②、③の適用時期は国内外の動向等を注視しつつ引き続き柔軟に対応
 - ① 時価総額3兆円以上の企業…2027年3月期
 - ② 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業…2028年3月期
 - ③ 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業…2029年3月期

(2) 経過措置としての2段階開示は、適用開始から2年間とする

(3) 有報の提出期限の延長については引き続き検討する

(4) 保証は開示基準の適用義務の翌年から義務づけ

(5) 保証水準は限定的保証（合理的保証への移行の検討は行わない）、保証範囲は当初2年間においてスコープ1・2、ガバナンスおよびリスク管理（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）とし、保証の担い手は本WGで引き続き検討

委員からは、「スケジュールの基本線を明確にすることで準備を促すことができることから、①②③の企業について『引き続き柔軟に対応』とするのではなく、適用開始時期を明確にすべき」といった意見や、「③の有報の提出期限の延長については、いままさに進行している有報の総会前開示と矛盾しており市場を混乱させるため、慎重な検討が必要」などの意見が聞かれた。

事務局は、今回のWGにて、これまでに聞かれた意見や今回の意見を踏まえた中間論点整理のたたき台を用意するとした。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
7月10日(木)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年6月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
7月31日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年5月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年4月期) 2カ月延長法人(令和7年3月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
7月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画法)第2期分の納付	

後発事象会計基準等の適用時期等、検討—ASBJ

去る6月5日、企業会計基準委員会が、第548回企業会計基準委員会を開催した。主な審議事項は以下のとおり。

金融資産の減損に関する会計基準

第239回金融商品専門委員会（2025年6月20日号（No.1746）情報ダイジェスト参照）に引き続き、主に次の論点について審議が行われた。

後発事象に関する会計基準

前回親委員会（2025年6月10日号（No.1745）情報ダイジェスト参照）に引き続き、JICPA監査基準報告書560実務指針1号「後発事象に関する監査上の取扱い」のASBJへの移管にあたって、次の検討が行われた。

適用時期について、本会計基準等の公表からおおむね1年程度経過後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度（以下、「適用開始年度」という）の期首からの適用とし、早期適用の定めは設けないとの事務局案が示された。

また、「総額引受私募債」の区分については、事務局から金

経理に「効く」法律雑学 法的思考

弁護士 白川 敬裕

法学部や司法修習（弁護士になる前の研修）では、法的な思考を学びます。法的思考は、「リーガルマインド」とも呼ばれています。

基本的な法律を頭に入れることは、もちろん大事なのですが、法律の暗記が法的思考ではありません。

学生時代は、「テストでよい点をとるために、憲法の条文を覚えなければ…」といったことがあったかもしれません。

たとえば、このような問題が出題されることがあります。

【問い】以下は、憲法において差別を禁止する条文です。
（ ）に当てはまる言葉を答えなさい。
第14条 すべて国民は、（ ）であつて、（ ）（ ）（ ）（ ）
（ ）又は（ ）により、（ ）（ ）又は（ ）において、差別されない。

法律の条文は、面白くも何ともなく、読むこと自体に苦痛を覚える人がほとんどでしょう。

一生懸命に法律を読んで覚えても、実社会では、条文を覚えていただけでは役に立ちません。法律には「使い方」、使った

の「考え方」があります。その「使い方」、「考え方」が、法的思考です。

もちろん、知識がなければ使えませんから、法律の知識は必要です。しかし、法律を使うには、条文を丸ごと覚えておく必要はありません。

「憲法14条」でいえば、最低限、「憲法では差別が禁止されている」ということを覚えておけば十分です。「14条」という条文の数字を覚える必要もありません、（ ）のなかの言葉を覚えておく必要もありません。

法的思考力は、正解のない問いを考え抜く力でもあります。世界から不当な差別はなくすべきです。他方で、違いに応じた必要な区別もあります。

憲法14条で大事なものは、「そもそも『差別』とは何なのか？」という問いについて考えることです。具体的には、「男女の性差による区別を一切なくすべきなのか？」「一定の区別が許されるとすれば、どのようなケースなのか？」「区別が許されるor許されないを、どうやって判定すればよいのか？」を考え抜くこと、それが法的思考です。

法的思考の秘訣は「何のため？」という問いにあります。「何のため？」というのは、「目的」を問うことです。たとえば、サッカーに「オフサイド」というルールがあります。リーグの公式サイトによると、「オフサイド」は、サッカーのルールのなかで最も解釈が難しいそうです（<https://www.jleague.jp/atoz/offsides/>）。同サイトによると、攻撃をしている時、相手陣内において、パスが出された瞬間、パスを受ける人の前に相手が1人（通常は「キーパー」）しかいない場合、オフサイドの反則を取られる、とされていますが、言葉で説明されても、よくわかりません。何のためのルールなのか検索してみると、「相手チームのフィールド内で待ち伏せすることを防ぐ」という目的がわかりました。確かに、相手チームの「背後」で待ち伏せすることが許されると、守備陣を突破していく競技の面白さが失われます。法律も同じで、何らかの「目的」があるから、目的を達成する手段として「法律（ルール）」が定められるのです。「目的」を問うこと、これが法的思考の初手となります。

基準改正が会計方針の変更には該当する場合、企業会計基準24号では、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することを原則としつつ、会計基準等に特定の経過措置が定められていない場合はその経過措置の取扱いに従うとしている。これを受け、事務局から、遡及適用

を行わないこととする経過措置を設け、適用開始年度から将来にわたって適用する案が示された。

委員から異論は聞かれなかった。

事務局から、次々回（7月3日開催予定）で公表議決したいとの発言があった。

会計 法人税等会計基準における住民税（均等割）の表示、検討

ASBJ、税効果会計専門委

去る6月4日、企業会計基準委員会は、第94回税効果会計専門委員会を開催した。前回専門委員会（2025年6月1日号（No.1744）情報ダイジェスト参照）に引き続き、法人税等会計基準等の見直しについて、検討が行われた。

また、同テーマについて、6月5日開催の第548回親委員会で審議された。

住民税（均等割）の取扱い

法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置く場合、住民税（均等割）についてはその適用対象から外れることが考えられるため、その表示について、次の3

案が考えられるとし、事務局は案1を提案した。

（案1） 個別の定めを置かず、住民税（均等割）の表示に関して原則的な定めに従って判断する。

（案2） 住民税（均等割）は、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。

ただし、損益計算書の税引前当期純利益（または損失）の次に、法人税、住民税及び事業税などその内容を示す科目をもつて表示することができる。

（案3） 案2ただし書きのように表示する。

（図表） 法人税等会計基準の見直しにおける各税目の整理

- 見直し後の法人税等会計基準における原則的な定めに対応することから、補足文書に記載する税金…法人税、地方法人税、住民税（法人税割）、事業税（所得割）、特別法人事業税（基準法人所得割）および防衛特別法人税
- 見直し後の法人税等会計基準において個別の定めを置く税金…事業税（付加価値割）および事業税（資本割）、ならびに更正等による追徴税額（更正等による追徴に伴う延滞税、加算税、延滞金および加算金を含む）および還付税額
- 見直し後の法人税等会計基準の適用範囲外とする税金（結論の背景に経緯として記載する）…事業所税、特別土地保有税、固定資産税、消費税、事業税（収入割）および特別法人事業税（基準法人収入割）

専門委員からは、案1に賛意の声が多く聞かれた。一方、住民税（均等割）が税引前当期純利益の下に長く定着していたことから案2を推す声も聞かれた。第548回親委員会でも、案1と案2を支持する意見がそれぞれ聞かれた。

個別の税金に係る取扱い

法人税等会計基準の定めおよび補足文書の記載の方向性について、事務局から図表の提案がなされた。

専門委員から、方向性について異論は聞かれず、第548回親委員会でも、特段の異論は聞かれなかった。

法人企業景気予測調査

（内閣府・財務省） 令和7年4～6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金（以下、「資本金」といいます）1千万円以上の法人（ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上）を対象としています。以下は、令和7年4～6月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,530社
回答企業数 11,144社
回収率 76.7%

景況 ●貴社の景況
令和7年4～6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲1.9%ポイントとなり、令和6年1～3月期以来5期ぶりの「下降」超となっています。続いて、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業は令和7年7～9月期に「上昇」超に転じる見通しとなり、中堅企業は令和7年7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況
令和7年4～6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲6.2%ポイントとなり、令和5年1～3月期以来9期ぶりの「下降」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業は令和7年10～12月期に「上昇」超に転じる見通しです。中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超で推移する見通しとなっています。

令和7年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は26.9%ポイントとなり、平成23年9月末以降56期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

雇用 令和7年度は、2.1%の増収見込みとなっています。
業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

売上高 令和7年度は、▲2.1%の減益見込みとなっています。
業種別に見ると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっています。

経常利益 令和7年度は、7.3%の増加見込みとなっています。
業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

設備投資

（注）本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

		貴社の景況判断BSI（「上昇」-「下降」社数構成比）			
		令和7年1～3月 前回調査	令和7年4～6月 現状判断	令和7年7～9月 見通し	令和7年10～12月 見通し
大企業	全産業	2.0	▲1.9	5.2	6.1
	製造業	▲2.4	▲4.8	5.7	8.4
	非製造業	4.1	▲0.5	5.0	5.0
中堅企業	全産業	0.7	▲0.9	5.2	7.2
	製造業	▲6.9	▲6.7	6.9	12.9
	非製造業	2.8	0.6	4.7	5.6
中小企業	全産業	▲12.7	▲12.3	▲5.8	▲1.9
	製造業	▲18.3	▲17.5	▲8.3	▲2.9
	非製造業	▲11.6	▲11.4	▲5.3	▲1.7

		国内の景況判断BSI（「上昇」-「下降」社数構成比）			
		令和7年1～3月 前回調査	令和7年4～6月 現状判断	令和7年7～9月 見通し	令和7年10～12月 見通し
大企業	全産業	3.1	▲6.2	▲1.1	1.3
	製造業	▲1.3	▲7.5	1.1	2.6
	非製造業	5.2	▲5.7	▲2.1	0.6
中堅企業	全産業	▲2.3	▲12.0	▲9.3	▲4.9
	製造業	▲8.7	▲15.3	▲7.4	▲1.7
	非製造業	▲0.6	▲11.2	▲9.9	▲5.8
中小企業	全産業	▲17.7	▲23.6	▲18.1	▲13.0
	製造業	▲22.8	▲32.5	▲20.3	▲15.2
	非製造業	▲16.8	▲21.9	▲17.7	▲12.5

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年6月3日	「監査役監査実施要領」(2025年版)	監査役協会	2024年4月の金融商品取引法における四半期開示制度の改正や、監査役協会が新たに公表した報告書である「有価証券報告書の作成プロセスに対する監査役等の関与について―実態調査に基づく現状把握と事例紹介―」、「監査役会等の実効性評価」の実施と開示の状況」等の内容、その他各種制度改正を反映したもの。 https://www.kansa.or.jp/news/post-14139/
2025年6月6日	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	ASBJが、VCファンドに関する改正移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」、企業会計基準34号「リースに関する会計基準」等の修正を公表したこと等を受け、財務諸表等規則等および財務諸表等規則ガイドラインについて、所要の改正を行うもの。コメント期限は7月7日。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250606-2/20250606-2.html

金融

減速 金融緩和維持を支える企業物価の

日銀は6月11日、5月の企業物価指数を公表した。前年同月比で3.2%の上昇となった一方、前月比ではマイナス0.2%と、年初来初めてマイナスとなった。とりわけ石油・石炭製品の下落幅が大きく、ガソリンや軽油価格の反落が指数全体を押し下げた格好だ。

原材料価格の一律に加え、為替相場が円高方向に振れている影響もある。輸入物価指数は契約通貨ベースで前月比マイナス1.2%、円ベースでマイナス1.1%、前年同月比ではマイナス10.3%と、仕入コストの圧縮傾向がはつきりしてきた。ただし、これが全面的な価格安定を意味するとはいえない。たとえば電力・都市ガス・水道は前年同月比で6%を超える上昇率を維持しており、家庭や中小企業にとっては負担の重い状況が続いている。食品関係も4%を超える伸びがあり、家計にとっての体感物価はなお高いままだ。農林水産物については、前年同月比40%超という突出した伸びが続いており、こちらも供

給構造の変化や気象要因などが複合していると考えられる。一方、輸出物価の低下は、為替の変動を通じて日本の価格競争力に水を差している面がある。ドル建て価格で下落した分を円高がさらに増幅し、外需の下押しリスクがじわりと表れている。企業側としては、国内の仕入価格が落ち着いてきたことで利幅の確保は容易になりつつあるが、その分、外需と内需の両面で価格転嫁の難しさが残っている。

こうした状況をみると、日本経済はまだ本格的な内需主導のインフレに入っているとはいきえず、物価全体の構造は依然として外的要因に依存しているように映る。エネルギー価格や為替水準への感応度が高い限り、金融政策の舵取りには慎重さが求められる。

市場の一部には「そろそろ政策転換を」との声もあるが、金融引締め企業業績や雇用への波及を見極めるには、なお時間が必要だ。財政との協調や地域経済の実情を反映した政策運営が求められる局面になっている。

証券

重要な日米関税、貿易交渉の行方

トランプ関税政策の中心である「相互関税」は、関税率は貿易相手国がこれまで米国に課してきた関税率と同等だとし、各相手国は基礎税率10%に現状の対米関税率が10%を超えていると判断されれば、超過分が上乗せされた。この結果、日本は24%となった。

日本の24%を始め、各国が宣告された関税率は高水準であり、経済への影響は計りしれないと受け止めた世界の株式市場は、関税率発表前後、株価下落に見舞われた。これをみた米政府は4月9日の相互関税の発動日に上乗せ分の発効の90日間停止を発表、7月9日を期限として各国ごとに関税や貿易問題を協議して米国の貿易赤字の解消につながる措置を行うとした。

発表を受け、世界の株式市場は株価猛反発に転じ、重苦しい雰囲気は吹き飛んだようだ。この株価反転は、トランプ政策の運営は案外、柔軟だという確信が世界に広がったためだと思われる。

これまで貿易問題の協議がまとまっていたのは、イギリスと中国の2カ国である。米国にとって貿易相手国としての日本は、中国、カナダ、メキシコと並ぶ重要国だと思われるが、他の貿易相手国と同様にまだ妥結に至っていない。関税上乗せ分発効停止期間に入って、貿易交渉担当の赤澤経済再生担当大臣は4週連続訪米することになった。評価することが何とも難しい事態である。

6月11日にベッセント米財務長官が関税上乗せ分などの交渉期間を7月9日以降へ延長する発言をした一方、同日にトランプ大統領は貿易相手国に対して一方的に設定した関税率を2週間以内に通知すると発言した。

これらの発言に世界の株式市場はさしたる反応を示さなかった。特にトランプ大統領の発言は思いつきのようには思われたのかもしれない。しかし、日米の関税、貿易問題は日本経済にとって長期にわたる重大問題である。石破首相は「国益に反する決定はしない」と今国会で述べている。赤澤大臣の交渉を見守りたい。